避難確保計画（避難誘導マニュアル）チェックリスト

チェック年月日：令和　　　年　　　月　　　日

施設名：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 計画の項目 | チェック項目 | | チェック欄(○・×) |
| ○　計画の目的   * 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保に関する事項(水防法　15条の3一・土砂災害防止法　8条の2一) | | | |
|  | ① | 作成された計画の目的に「水害・土砂災害時の避難」に関する項目が記載されていますか。 |  |
| （ア）防災体制、情報収集及び伝達   * 洪水時の防災体制に関する事項(水防法施行規則　16条一) * 土砂災害が発生する恐れがある場合における防災体制に関する事項（土砂災害防止法施行規則　5条の2一） | | | |
|  | ① | 施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する方法を適切に定めていますか。 |  |
| ② | 「警戒レベル３ 高齢者等避難」などの発令がない場合でも、避難を判断できるよう複数の判断指標があるなど、避難開始のタイミングが適切に定められていますか。 |  |
| ③ | 「警戒レベル３ 高齢者等避難」の発令時など、適切な時期に施設利用者（要配慮者など）に避難支援することができる適切な体制となっていますか。 |  |
| （イ）避難誘導   * 洪水時の防災体制に関する事項（水防法施工規則　16条二） * 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項（土砂災害防止法施行規則5条の2二） | | | |
|  | ① | 避難先は、避難の実効性が確保された、安全が確保できる場所に設定されていますか。 |  |
| ② | 施設から避難先までの移動方法や経路が、浸水に関するリスク、土砂災害警戒区域などを踏まえた安全が確保できる避難ルートや避難方法となっていますか。 |  |
| ③ | 避難に要する時間を考慮した上で、必要に応じて地域の協力が得られる体制が定められているなど、避難支援に必要な要員が確保されていますか。 |  |
| （ウ）避難の確保を図るための施設整備   * 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項（水防法施行規則　16条三） * 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項（土砂災害防止法施行規則　5条の2三） | | | |
|  | ① | 洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備（TV、インターネットなど）が複数記載されていますか。 |  |
| ② | 施設利用者（要配慮者など）の状態（要介護状態など）考慮した設備や、夜間に避難に行うことが想定される場合に必要な設備が記載されていますか。 |  |
| ③ | 屋内安全確保（垂直避難）を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されていますか。 |  |
| （エ）教育・訓練   * 洪水時を想定した防災教育及び、訓練御実施に関する事項（水防法施工規則16条四） * 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の自紙に関する事項（土砂災害防止法施行規則5条の2四） | | | |
|  | ① | 必要な防災教育や訓練が適切な時期に実施されていますか。 |  |
| （オ）自衛水防組織（設置した場合のみ）   * 自衛水防組織の業務に関する事項（水防法施工規則16条五） | | | |
|  | ① | 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されていますか。 |  |

「避難確保計画（避難誘導マニュアル）チェックリスト」による点検方法について

１．　各施設で作成されています施設利用者や従業員の避難に関する計画を、「避難確保計画（避難誘導マニュアル）チェックリスト」に記載の項目について点検してください。各項目に記載されている内容について、各施設の計画に記載あれば「○」、記載がなければ「×」を記載してください。

　　　チェックリストの内容は予告なく変更する場合があります。

２．　上記「１」において点検いただきました項目のうち、「×」となっている項目が、水害・土砂災害に関して記載できていないと考えられます。計画に追記・修正等を行っていただきますようお願いします。

※　水害・土砂災害時の避難確保計画(避難誘導マニュアル）や施設利用者や従業員の避難に関する計画を作成されていない場合は、施設ごとに作成されています消防計画へ必要事項を追記して作成することや、滋賀県HPに掲載されています「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き【水害・土砂災害編】（滋賀県版）」、「計画作成のひな形（様式・別表）＋滋賀県様式」等を用いて新たに作成することもできます。

３．　計画の追記・修正を終えられましたら（計画の追記・修正等が不要な場合につきましても）、貴施設の当市施設関係課および、危機管理課まで計画を各１部ご提出ください。（郵送、E-mail、FAX等いずれの方法でも結構です。）

　　　なお、連絡先など、従業員の方や協力者の方等の個人情報が記載されている場合は、その部分を削除・黒塗り等で分からなくしたものを送付いただきますようお願いします。

４．　追記・修正を行いました計画に基づき、避難訓練を行ってください。避難訓練に伴い、計画を見直していただき、計画の修正・追記等を行った際は、その新たな計画を貴施設の当市施設関係課および、当市危機管理課まで各１部、提出くださいますようお願いします。

　　　後日、当市危機管理課より、避難訓練実施日（予定日）・計画の修正の有無等の照会を行う事があります。

　　　避難訓練実施後は、訓練実施報告書を当市危機管理課までご提出ください。（郵送、E-mail、FAX等いずれの方法でも結構です。）